

# 第3部 海洋に関して講じた施策

第3部では、第3期海洋基本計画第3部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき373の具体的施策について、令和元年（2019年）度以降に実施した具体的内容を記述しています。なお、文中の担当府省庁は令和元年（2019年）度の組織を記載しています。

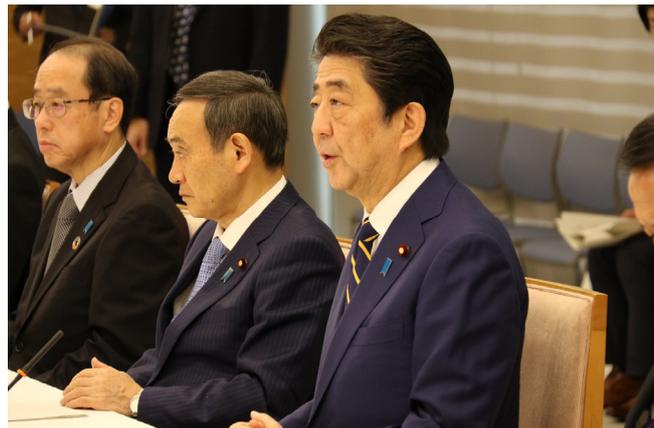
## 1 海洋の安全保障

### （1）我が国の領海等における国益の確保

#### ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上

○平成30年（2018年）12月に決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」に基づき、海上自衛隊の艦艇2隻（護衛艦「まや」1隻、潜水艦「おうりゅう」1隻）、航空機10機（固定翼しょう戒機5機、回転翼しょう戒機5機）を就役させるとともに、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、宮古島駐屯地の整備及び石垣島への部隊配備などにより、防衛力整備を着実に進めています。（防衛省）

○平成28年（2016年）12月に「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」で決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、「法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の強化を図るため、海上保安庁の体制強化を進めています。令和元年（2019年）12月には、第4回「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安庁の体制強化を引き続き進めていくことが確認されました。令和元年（2019年）度には、ヘリコプター搭載型巡視船2隻、大型巡視船1隻、大型測量船1隻及び新型ジェット機1機が就役したほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として215人を増員しました（関連：「海上保安体制の強化」（p.23）参照）。



海上保安体制強化に関する関係閣僚会議  
で発言する安倍内閣総理大臣

- 漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻及び大型化等の漁業取締能力の向上を進め、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました。令和2年(2020年)3月末までに漁業取締船(官船)1隻が新たに就役して8隻となるとともに、農林水産大臣が漁業を許可する主要漁船のうち約560隻に衛星船位測定送信機(VMS)の設置を進め、漁業取締りの効率化を図りました。(農林水産省)
- 日本近海を航行する船舶に対して、弾道ミサイル等の発射があった際に、その情報を迅速に伝達するシステムの運用を適切に行いました。(国土交通省)
- 弾道ミサイル等の発射情報を迅速に漁船に伝えるために、平成31年(2019年)4月から、漁業無線局が受信した発射情報を、漁船に対して無線で自動的に伝達するシステムの運用を開始し、7月に本システムによる全国一斉の情報伝達訓練を実施しました。(農林水産省)
- 海上保安庁と海上自衛隊との間では、平素から捜索救助や海賊対処の実務での連携に加え、不審船に対する共同追跡・監視等の共同訓練、既存システムによる情報共有を行うなど、平成11年(1999年)に作成した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき連携の強化を図っており、令和2年(2020年)3月に若狭湾海空域で不審船対処に係る共同訓練を実施しました。(国土交通省、防衛省)
- 海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して次の取組を行いました。
  - ・関係機関間の連携強化として、公安調査庁は、外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房をはじめとする関係機関に対して、適時・適切に提供しました。(法務省)
  - ・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、海上保安庁、水産庁、警察、関係都道府県が連携して、効果的な取締手法の検討や、合同取締を含む機動的な監視・取締りを実施しました。(警察庁、農林水産省、国土交通省)
  - ・我が国の排他的経済水域(EEZ)における外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、巡視船艇・漁業取締船・航空機により、大和堆周辺海域における違法操業を行う外国漁船への退去警告等への対処を含め、我が国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施しました(関連:「我が国周辺水域での外国漁船の取締り」(p.8)参照)。(農林水産省、国土交通省)
  - ・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施しました。(国土交通省)
  - ・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域で、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法入出国者の効果的な水際取締りを実施しました。また、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処のほか、密輸・密航の蓋然性が高い

地域から来航する船舶に対しても、重点的な監視や立入検査を実施することで、密輸密航事犯の水際阻止に取り組みました。（財務省、国土交通省）

○公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網等の拡充により入手した関連情報を関係機関に対して随時提供し、水際危機管理施策に貢献しました。（財務省）

○海上保安庁では、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と、必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対処等に万全を期すために巡視船による対応体制の強化を段階的に進めており、令和元年（2019年）度は巡視船艇 10 隻と航空機 3 機が就役しました。（国土交通省）

○我が国の EEZ 等で、事前に我が国の同意を得る必要があるにも関わらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており（令和元年（2019年）は 5 件確認）、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。（外務省、国土交通省）

○海上保安庁では、漂流・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしょう戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機などを整備するなど、海洋監視体制の強化を進めています。（国土交通省）

○北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、関係機関が連携し、上陸に当たっての検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。（財務省、厚生労働省）

○海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。（国土交通省）

○2019年6月の大阪サミットに向け各種対策に取り組んだほか、引き続き、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会<sup>17</sup>（以降、東京2020大会）に向け、次の取組を行っています。

・『「世界一安全な日本」創造戦略』に基づき、公安調査庁において関連情報の収集・分析を実施するため、平成25年（2013年）9月の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の設置に続き、平成30年（2018年）4月に設置した「G20大阪サミット関連特別調査本部」の下、これら重要行事を狙ったテロや不法行為の早期把握及び未然防止並びに水際対処に資する情報

---

<sup>17</sup> 令和2年（2020年）3月30日に、東京オリンピック競技大会は令和3年（2021年）7月23日～8月8日に、東京パラリンピック競技大会は同年8月24日～9月5日に開催されることが決定された。

の収集・分析体制を強化しました。また、収集・分析したテロの未然防止及び水際対処に資する関連情報について、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」等に基づき、セキュリティ情報センターに提供しているほか、セキュリティ幹事会等を通じて、関係機関に対して情報を共有しています。(法務省)

・関係機関と海事・港湾業界団体が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において、海上・臨海部における具体的な危険を想定のもと、官民一体となったテロ対策について議論・検討を実施しました。東京2020大会におけるテロ対策を念頭に、令和2年(2020年)1月には官民連携テロ対応実動訓練を行い、海事・港湾業界団体の対応能力の向上及び関係機関との連携対処能力の向上を図りました。(国土交通省)



官民連携テロ対応実動訓練の様子

・警察・税関・海上保安庁等関係機関が連携を強化し、監視艇を活用した水際対策の強化や国際物流の関係団体等との協力促進といった施策を実施しました。(警察庁、財務省、国土交通省)

・東京2020大会に向けた装備、資機材の増強整備を進めているほか、令和元年(2019年)にはテストイベントに併せた事前検証、関係機関との連携訓練を実施しました。(国土交通省)

○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策を着実に実施しました。(国土交通省)

## イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保

○尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、EEZにおける中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動や、韓国国会議員等の竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や建造物の構築、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国に対し、迅速かつ強く抗議・申入れを実施しています。(外務省)

○ロシアとの関係では、北方領土問題の解決に向け、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んでいます。令和元年(2019年)度は首脳会議(2回)及び外相会談(6回)を実施しました。(外務省)

○日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議の第11回(令和元年(2019年)5月)会合を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。(外務省)

○これまでに引き続き、日露間の事務レベルにおいて、海上事故防止協定改正議定書の署名に向けた協議を実施しました。(外務省)

○違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に対し働きかけを行いました。日中間の漁業に関しては、我が国 EEZ 内における中国違法漁船の問題について、中国側に累次にわたり申入れを実施し、解決を強く求めています。また日韓間の漁業に関しては、日韓漁業協定に基づきいわゆる北部暫定水域での操業問題等について、韓国側に対して解決を強く求めています。（外務省、農林水産省）

## ウ 同盟国・友好国との連携強化

- 「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、同盟国などと連携して海賊対処行動を実施するほか、より緊密に協力して沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。（外務省、防衛省）
- シーレーン沿岸国への能力向上支援、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策は、「第3部 1（2）ア」（p.39）に記載しています。

## エ 情報収集・分析・共有体制の構築

- 宇宙基本計画工程表を改訂（令和元年（2019年）12月13日宇宙開発戦略本部決定）し、各種衛星の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組について、運用場面で求められる能力を踏まえた強化について検討工程を明確化しました。（内閣府）
- 令和2年（2020年）2月、情報収集衛星（光学7号機）の打上げを行いました。（内閣官房）
- 防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構（JAXA）が保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化や民生技術の活用など我が国が有する高い技術力を有効に活用し、装備品等の研究開発（無人航空機（UAV）、無人水上航走体（USV）、無人水中航走体（UUV）等）に取り組んでいます。（防衛省）
- 同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。（防衛省）
- 測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海や排他的経済水域の外縁の根拠となる低潮線等の調査を実施しています。（国土交通省）
- 海洋監視情報共有体制に関して、防衛省・自衛隊と海上保安庁間では、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています。（国土交通省、防衛省）
- 重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒については、巡視船艇・航空機や監視資機材の高性能化を図るとともに、巡視船と航空機を連携させ、監視・取締りを実施しました。（国土交通省、防衛省）
- 安全保障環境に即した部隊などの配置や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。（防衛省）

## オ 海上交通における安全の確保

- 船舶交通の安全確保のため、全国の航路標識について適切な維持管理を行いました。（国土交通省）
- 「海の安全情報<sup>18</sup>」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しているほか、事前登録された個々の宛先（メールアドレス）に対して津波警報や避難勧告等の緊急情報をメール配信し、注意喚起・啓発を実施しています（平時においても「海の安全情報」で提供する情報の充実強化を図っています）。（国土交通省）
- 国の関係機関や民間の関係団体と連携し、意見交換会の開催を通じてウォーターアクティビティを安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し、合意・推奨されたものをアクティビティごとにウォーターセーフティガイド<sup>19</sup>として公表しています。（国土交通省）
- 多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、国土交通省海事局及び民間関係団体等との共催により、水上安全をテーマとした会議として、日本水上安全・安全運航サミット（JBWSS）を6月に開催しました。（国土交通省）
- 情報通信技術（ICT）を活用し、小型船舶の航行情報及び海域で収集する情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制に関する検討を実施しています。（国土交通省）
- 波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計（6か所）、潮位計（70か所）等の観測施設・設備の維持・管理を行いました。（国土交通省）
- 観測の継続性を確保するため、沿岸波浪計の通信機能及び電源部の強化を行いました。（国土交通省）
- 迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水土、機動救難士を配置しています。（国土交通省）
- 漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に遭難位置を迅速に把握することができる「緊急



JBWSS 集合写真

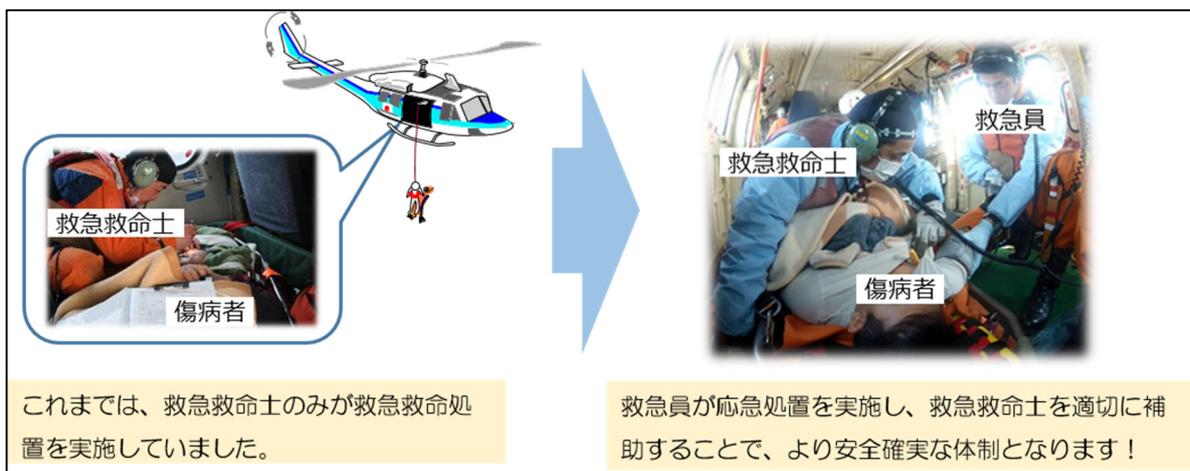
<sup>18</sup> 「海の安全情報（海上保安庁）」 <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

<sup>19</sup> 「ウォーターセーフティガイド（海上保安庁）」  
[https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/OO\\_totalsafety.html](https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/OO_totalsafety.html)

通報位置情報表示システム」の周知活動に取り組むとともに、聴覚や発話に障がいを持つ方を対象にスマートフォンなどを使用した入力操作により緊急時の通報が可能となる「NET118」の運用を11月から開始しました。（国土交通省）

○海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的実施しました。（国土交通省）

○洋上における傷病者の救急体制を一層充実させるため、所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」の運用を平成31年（2019年）4月から開始しました。（国土交通省）



救急員制度の概要図

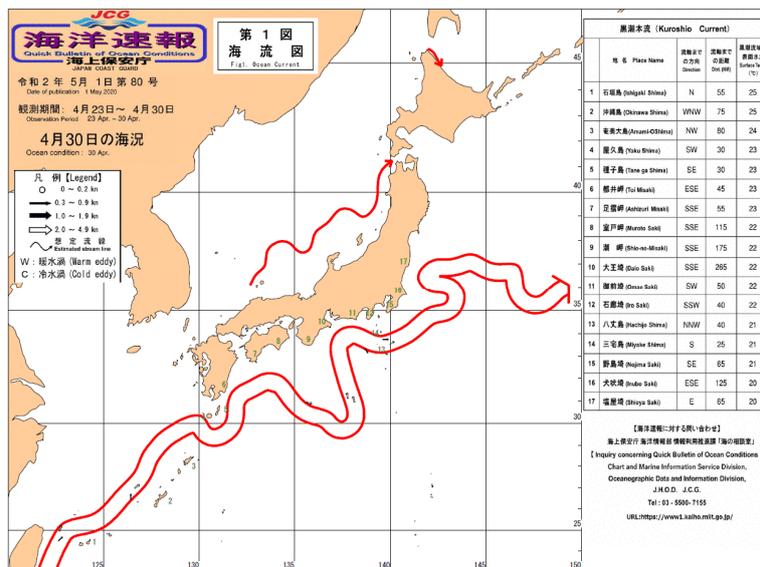
○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、航行安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行いました。また、AIS（船舶自動識別装置）を活用した橋梁への衝突防止対策を実施しました。（国土交通省）

○走錨等に起因する事故防止のため、全国で41か所の重要施設の周辺海域を選定し、これらの海域での荒天時における錨泊制限等の安全対策を実施しました（**関連：「荒天時の走錨等に起因する事故の防止」**（p.9）参照）。（国土交通省）

○国土交通省では、カメラ画像からの船舶検出等の手法で得られた船舶位置情報を統合し、AIS 非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。（国土交通省）

○農林水産省では、漁船へのAIS 搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。（農林水産省）

○防衛省では、自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しています。（防衛省）



海洋速報 海流図の例

- 海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報<sup>20</sup>としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報<sup>21</sup>を提供しています。(国土交通省)
- 国際ルール策定のために設置された国際水路機関 (IHO) 傘下の水路業務・基準委員会 (HSSC) の作業部会に参画し、次期電子海図作製の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。また、次期電子海図の作製・刊行に向けてデータの整備、検証を実施しました。(国土交通省)
- 捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国土交通省)

### カ 海洋由来の自然災害への対応

- 日本海地震・津波調査プロジェクトについては、「第3部5 (1) ウ」(p.86)、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) については、「第3部5 (2) ア④」(p.90) に記載しています。
- 南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農林水産省)
- 東京2020大会開催を支えるため、国土交通省及び各関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、平時から容易に防災情報等入手できるよう、防災ポータル<sup>22</sup>のコンテンツの拡充・充実を図りました。(国土交通省)

<sup>20</sup> 「海洋速報&海流推測図 (海上保安庁)」  
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

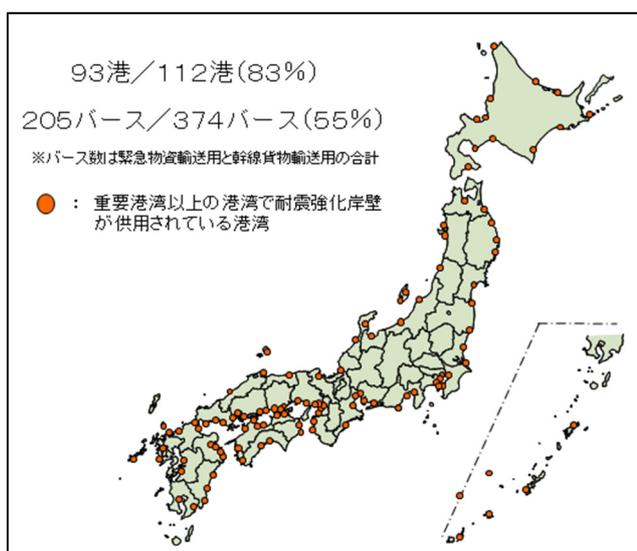
<sup>21</sup> 「来島海峡潮流情報 (海上保安庁)」  
[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima\\_tidal\\_current/internet\\_currpred/Kurushima/htmls/select\\_areamap.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html)

<sup>22</sup> 「防災ポータル (国土交通省)」 <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>

- 海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。（農林水産省）
- 海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しました。（農林水産省、国土交通省）
- 全国の水門・陸閘（りくこう）等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策及び耐震化に関する緊急対策を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 台風第15号及び台風第19号等で明らかになった水害対策上の課題を中心に、国土強靱化の取組をさらに強化するため、内水浸水対策強化のための雨水貯留施設等整備、高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策を進めました。（農林水産省、国土交通省）
- 11月に「海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会」を設置し、沖合施設の点検・評価方法を整理しました。（農林水産省、国土交通省）
- 平成26年（2014年）6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。（農林水産省、国土交通省）
- 海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。（国土交通省）
- 将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、平成31年（2019年）4月に神奈川県が東京湾沿岸（神奈川県区間）の高潮浸水想定区域を指定しました。また、大阪府及び兵庫県が大阪湾沿岸、福岡県が玄界灘・豊前豊後・有明海沿岸、徳島県が瀬戸内海等の高潮浸水想定区域図を公表しました。（農林水産省、国土交通省）
- 高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 気候変動に伴う災害リスク増大に備え、気候変動の影響による海面水位上昇等に関する海外の文献等を収集・分析を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 10月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」を設置し、海岸における気候変動適応策を具体化するための検討を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 災害発生時においても海上輸送ルート of 安全確保を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施するとともに、海水浸入防止対策及び予備電源施設整備を実施しました。航路標識の耐震補強の整備率は94.8%です。（国土交通省）
- 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都

直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図<sup>23</sup>を作成し、提供しました。津波防災情報図の整備率は95.1%です。(国土交通省)

○大規模地震時の緊急物資輸送等を確保するため、平成28年(2016年)3月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、令和元年(2019年)度末までに耐震強化岸壁を93港で整備しました。(国土交通省)



○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点(川崎港、堺泉北港)の運用体制の強化を図りました。また、港湾BCP(事業継続計画)や広域港湾BCPに基づく訓練を推進し、当該計画の改善等を図りました。港湾BCPが策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾での関係機関と連携した訓練の実施割合は令和元年(2019年)度は100%です。(国土交通省)

○「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン(平成30年(2018年)3月策定)」の周知等により、港湾関係者による高潮対策の検討への支援を行いました。(国土交通省)

○平成30年(2018年)台風第21号等を踏まえた緊急点検を実施し、全国の港湾の高潮対策に関する緊急対策を行いました。(国土交通省)

○11月に「交通政策審議会港湾分科会防災部会」を設置し、ハード・ソフト一体となった今後の港湾における総合的な防災・減災対策のあり方について検討を行いました。(国土交通省)

○大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等について、各地方運輸局を通じて地方公共団体等に対して実施を促しました。(国土交通省)

○災害時における携帯電話基地局の船上開設について、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結の促進のため、事業者団体や民間フェリー事業者等への船上基地開設に関するヒアリングを実施しました。(国土交通省)

○大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。(国土交通省)

○各港において情報連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施し、港則法に基づく避難勧告等を効果的に運用しました。(国土交通省)

○波浪及び潮位等の観測については、「第3部1(1)オ」(p.34)に記載しています。

<sup>23</sup> 「津波防災情報図(海上保安庁)」 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tsunami/index.html>